

## 「個性」と「総合力」

個性ある弁護士たちの力を結集し、  
地元京都をはじめとする  
皆様のあらゆるニーズにお応えいたします。



### 京都総合法律事務所メールマガジン 2025年1月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

2025年は神秘・知恵・再生・変容の巳年。昭和100年の節目です。

メルマガの内容もリニューアルし、

「京都から紛争をゼロにする。」

という目標をしっかりと見据え、質の高い情報を厳選してお伝えします。

2024年は直近1か月で私が気になった情報をコンパクトに沢山お伝えするスタイルでしたが、「お伝えしたい情報が多すぎて消化不良になっていたかも」という反省から脱皮し、2025年はお伝えする情報をより選抜し、トップ5に絞ってお伝えすることにします。その分、解説を少し厚めに記載することで内容を充実したものにします。

メルマガ特典として、過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等を無料でダウンロードしていただけるようにしています。[URLは編集後記](#)に記載していますので、どんどんダウンロードしてください。

このメルマガは無断転送大歓迎です！

<目次>

- 【1】 今月の法律ニューストップ5
- 【2】 京都総合法律事務所の使い方
- 【3】 編集後記

## 【1】 今月の法律ニューストップ5

★2025年を幸先よくスタートさせるために確認しておきたい法律ニューストップ5★

<1位：就業規則の見直しが必須。改正育児・介護休業法の施行対応>

育児・介護休業法の大幅な改正が2025年4月と10月に2段階で施行されます。子の看護休暇の拡大、育児休業のためのテレワーク導入の努力義務化、介護離職防止のための措置等々、準備は大丈夫でしょうか？

改正にフォローできていない皆様、今すぐ厚労省のパンフレットをご覧ください。

## 厚労省のパンフレットはこちら

このパンフレットのとおり、ほぼ全ての事項で就業規則の見直しが必須となりますし、「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置」については、次の5つの中から2つ以上を選択して実行せよというプリフィクススタイルですので、どれなら可能か今すぐ検討しておかないと10月に間に合わないと思います。

- ①始業時刻等の変更（フレックスタイム制or時差出勤制度）
- ②テレワーク等（10日以上/月）
- ③保育施設の設置運営等
- ④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）
- ⑤短時間勤務制度

就業規則はどう見直せば良いの？プリフィクスはどれを選べばよいの？  
そういうお悩みの皆様、今すぐ労務トラブル特化サイトから伊山弁護士に相談予約を！

## 労務特化サイト／相談予約はこちら

### < 2位：「すしざんまい」 vs. 「Sushi Zanmai」 >

原告：「すしざんまい」等の商標権を保有する寿司チェーン会社

被告：日本での食材仕入れと東南アジアへの輸出を行っている会社

原告の訴え：被告がウェブサイトでマレーシアの寿司店「Sushi Zanmai」を紹介。この行為は商標権侵害又は不正競争行為に該当するので、差止めと損害賠償を求める。

東京地裁：商標権侵害を認め、表示の差止めと約600万円の損害賠償を命じた。

知財高裁：原告の逆転敗訴（知財高裁令和6年10月30日判決）。

知財高裁は、被告のウェブサイトは、被告のグループが東南アジアで日本食を提供する飲食店チェーンを展開するとともに、そこで提供するための鮮度の高い良質な食材を日本から輸出する事業を営んでいることを紹介するものであり、マレーシアのすし店「Sushi Zanmai」を日本国内の需要者に対し広告する

目的で使用されたものではなく、現にそのような効果が生じている証拠もないことから、被告の行為は原告の商標の「使用」に該当せず、商標権侵害にも不正競争行為にも該当しないと判断しました。

つまり、被告の行為は、「Sushi Zanmai」を商標として「使用」するものとはいえず（商標法2条3項8号の飲食物の提供という役務に関する広告には該当せず）、仮に商標的使用にあたると思った場合でも、外国の飲食店の日本向けの広告は、日本国内で提供される役務について使用されたものと認めることはできない（誤認が発生したとしてもそれは国外であり、出所表示機能を害さない）というのが知財高裁の判断です。

知的財産は当事務所の柱の一つです。

## 知財の相談はこちら

### < 3位：薬機法改正の方向性 >

厚労省の厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会とりまとめが公表されました。大きな論点は次の4つです。

- ① 医薬品等の品質確保及び安全対策の強化
- ② 品質の確保された医療用医薬品等の供給
- ③ ドラッグ・ラグやドラッグ・ロス解消に向けた創薬環境・規制環境の整備
- ④ 薬局機能・薬剤師業務のあり方の見直し及び医薬品の適正使用の推進

## 薬機法改正のとりまとめ資料はこちら

①に関し、課徴金納付命令の対象者の拡大が検討されており、注目していましたが、最終的には見送りとなりました。

その主な理由は、「医薬品の製造販売・製造等の禁止違反（56条3号）となる物は、流通してはならないものであり、それを流通させること等を前提に課徴金制度を構成することは困難」という法制的な課題でした。

もともとは、近年横行している医薬品の製造管理・品質管理上の不正事案の原因が、出荷優先や利益追求の姿勢にあると指摘されており、違法行為によって得られた経済的利益を剥奪することで不利益の増大・インセンティブの縮小を図るという経済的アプローチが有効という考えから課徴金納付命令の対象者の拡大が検討されました。

しかし、課徴金納付命令は市場に流通した後（違法な医薬品が売れた後）で利益を剥奪するものですので、購入した誰かを危険にさらすことを前提とするものです。

課徴金納付命令の拡大が見送られたと目にした際は「なぜ？」と思いましたし、「法制的な課題」という言葉はイメージし難いものでしたが、誰かを危険に

さらすことを前提とするような制度は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うという薬機法の目的（1条）にそわないということだと思います。

人間に目を向けた素晴らしい議論がなされたと感じました。

そして、課徴金納付命令の拡大を見送る代わりに、より端的な手段として、GMP省令に規定されている基準を製造管理・品質管理上の遵守事項として医薬品製造業者に薬機法上義務付けるという方向性が示されました。

どのような改正がなされるのか今から楽しみです。経済的アプローチを超える効果を発揮できるような改正がなされることを心から願っています。

## ハラスメント対応はこちら

### <4位：16歳未満はSNS禁止@オーストラリア>

2024年11月29日、オーストラリアの連邦議会が、オンライン安全法改正案（Online Safety Amendment (Social Media Minimum Age) Bill 2024）を可決しました。

この改正案は、SNS事業者に対し、16歳未満のオーストラリアのユーザーがSNSアカウントを使えないよう合理的な措置を講じる義務を課すもので、違反した場合、最大で約50億円の罰金が科せられるという世界一厳しい規制です。ちなみに、罰則の対象は事業者であり、保護者や16歳未満ではありません。利用者の年齢を効果的に確認する方法を検証した上で、1年後を目途に施行されるようです。

オーストラリアの最新の世論調査の結果では、国民の約77%がこの改正案に賛成しているということで、この動きは世界に広がるかもしれません。

各国の動きをネットから拾ってみたところ、既にこんな感じでした。

#### ・アメリカ

フロリダ州 : 14歳未満はSNS禁止

ユタ州 : 未成年者は保護者の同意が必要

ルイジアナ州 : 16歳未満は保護者の同意が必要

ニューヨーク州 : 18歳未満の利用者へのターゲティング広告には保護者の同意が必要

#### ・フランス

15歳未満は保護者の同意が必要

#### ・ノルウェー

15歳未満はSNS禁止

#### ・EU

未成年者へのターゲティング広告を禁止

他方で、未成年者の表現の自由や情報へのアクセス権の侵害、居場所を奪うといった意見も出ているようです。

私が司法試験に合格した2008年の憲法の問題が同じような問題だったなと懐かしく思い、問題文を確認してみました。一部を抜粋します。

「有害な影響を及ぼすインターネット上の情報を子どもが閲覧できないようにする技術的対策として、フィルタリング・ソフトウェア（以下「フィルタリング・ソフト」ともいう。）がある。国は、子どもが使用する携帯電話等へのフィルタリング・ソフトの搭載を促進することが効果的と考え、学校や携帯電話等の販売業者等を通じるなどしてその普及を図ってきた。」

「政府は、過度の性的表現等から子どもを保護することを更に徹底するための対策等の強化について検討し、201×年、「インターネット上の有害情報から子どもその他の利用者の保護等を図るためのフィルタリング・ソフトウェアの普及の促進に関する法律」（フィルタリング・ソフト法）案を策定して国会に提出し、同法案は衆参両院で可決・成立した。」

「Aは、平和問題と死刑存廃問題に関係する情報を無料で配信するサイト（以下「本件サイト」という。）を運営していた。」

「フィルタリング・ソフト法施行後、本件サイトに含まれるウェブページの大半が有害情報を含む有害ウェブページとして、かつ本件サイト全体が有害ウェブサイトとして指定された。このため、適合ソフトを搭載したインターネット接続電子機器では、本件サイト内のすべてのウェブページが閲覧できなくなった。」

「Aは、大人ばかりでなく子どもも真実を知った上で問題を考える必要があるという信念のもとで本件サイトを運営していた。しかも、Aは、見る人に不快感を与える可能性のある画像が表示される前に、「次のウェブページには、不快感を与えるかもしれない画像が掲載されています。」という注意を促す文章を掲げていた。」

「Aは、子どもが全く見ることができず、18歳以上の者も所定の手続を踏まなければ見るできないことへの対抗策として、適合ソフトが搭載されていても本件サイトを閲覧できるようにするプログラムを開発した上、本件サイトとは別の自分のサイトに同プログラムをアップロードし、無償でダウンロードできるようにした。」

「このため、Aは、フィルタリング・ソフト法第17条及び第16条第1項第2号が定める、適合ソフトの使用目的に沿うべき動作をさせないプログラムを提供する罪に当たるものとして起訴された。」

#### 「設問1

あなたがAの弁護人であったとして、裁判においてどのような憲法上の主張を行うか、具体的に論じなさい。

#### 設問2

Aの主張に対する検察官の主張を想定しつつ、憲法上の問題点について、あなた自身の見解を述べなさい。」

もうどんな答案を書いたか思い出すことは困難ですが（思い出すことを脳が拒否している？苦笑）、設問2では「あなた自身の見解」ってことで、国にそこまで過保護なことをしてもらわなくても、子どもは子どもなりに情報に触れて考えて選択していけるってことを書いたような気がしますね。

今から思えば青かったな...

規制の方向はもう止められないでしょうし、スマホとSNSに嘆いている親は私の周りにも沢山いますので、司法試験の先見性に脱帽です。

### < 5位：高年齢者雇用安定法の完全適用 >

労使協定があれば基準を設けて継続雇用の対象者を限定できる経過措置はこの3月31日まで。4月1日からは65歳までの雇用確保が全面的に義務化されます。

今経過措置が適用される事業所も、4月1日からは希望者全員を継続雇用の対象としなければなりませんのでご注意ください。

2025年の通常国会に関連法案が提出されるような動きがあるカスハラ対策の義務化の動きや、労使コミュニケーションの在り方について言及されている

「労働基準関係法制研究会報告書」（労働基準法の40年ぶりの大改正の方向性が示されています）のことも気になりましたが、まずはこの4月ということで、65歳までの継続雇用の義務化を挙げました。

労働関係の最新の知見は、弁護士リチャードソンとYouTubeで補充してください。

[弁護士リチャードソンのXはこちら](#)

- ・最高裁判例解説 事業主は保険料が上がることを理由に労災給付決定を争えるのか
- ・最高裁判例解説 懲戒免職された公務員が退職手当をもらえないのは当然？
- ・最高裁判例解説 職種限定合意がある従業員に配置転換「命令」を出せるのか
- ・最高裁判例解説 事業場外みなし労働時間と「労働時間を算定し難いとき」
- ・「労働条件明示事項に関する法改正」「無期転換権行使の機会付与」
- ・令和5年の最高裁判例 5分で押さえるワンポイント開設
- ・最高裁判例解説 何がポイント？運送業者の賃金体系
- ・最高裁判例解説 これからどうなる？同一労働・同一賃金
- ・未払賃金と割増賃金

[YouTubeはこちら](#)

## 【2】京都総合法律事務所の使い方

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

### 【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念に基づいてサービス内容を可視化し、明確にしました。

[リーガルサポートはこちら](#)

### 【契約書サポートプラン】

契約書を制する者がビジネスを制す。体裁を整えるだけでは不十分です。

[契約書サポートプランはこちら](#)

京都総合法律事務所が“矜持と覚悟”をもって臨む契約書チェックサービス AIと協働し、AIを超える職人的な活動の裏にある想いとは

[PRTIMES STORYはこちら](#)

### 【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口業務・公益通報窓口業務を承っており、上場企業、大学、病院等での実績があります。窓口は即日開設可能です。

[ハラスメント相談通報窓口はこちら](#)

### 【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

[広告チェックはこちら](#)

SNSでの広報活動で炎上しないためのポイント

[ちょこっと弁護士Q&Aはこちら](#)

### 【カスハラ・クレームガード】

京都総合法律事務所では、「クレームガード」で「お客様は神様です」の誤解を解き、会社と従業員を守りましょう。

[クレームガードはこちら](#)

### 【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役の適切な関与により、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

[社外役員のお問い合わせはこちら](#)

---

## 【3】編集後記

---

2025年1月号、いかがでしたか？

あれも伝えたい、これも伝えたいという気持ちをぐっと抑え、2025年は量より質を意識してやっていきますので、本年もよろしく願いいたします。

メルマガ特典の無料ダウンロード先はこちらです。

[各種無料ダウンロードはこちら](#)

フジテレビの10時間記者会見。まずはともかく、双方に長時間大変お疲れさまでしたとお伝えしたいと思います。

もちろん断片的にしか情報に接していませんので、中には素晴らしい質問や回答もあったのだろうとは思いますが、勝者なき会見だったと思います。

開催側は何を伝えたかったのか。午後4時から深夜2時半まで10時間以上もぶっ続けで、従業員や関係者の労働環境に意識を馳せなかったのか。常識の範囲で終了し、必要なら次回を検討するという正常な判断ができなかったのか。誰も止められないところに、企業体の怖さや体質を感じました。

質問側も何を聞き出したかったのか。獲得目標を設定して、質問事項案と想定回答案を練らなかったのか。

私達弁護士は人から何かを聞き出すことを日常的に行います。

法廷で舌鋒鋭く証人を問い質し、当初はシラを切っていた証人もとうとう観念して涙とともに真実を語る...ようなことはテレビの中だけの話ですが、トラブルに直面して整理がつかないままご相談に来られた方から有利・不利を問わず必要な情報を聞き出したり、対立する相手の腹を探ったり、もちろん法廷で証人尋問したり、思い返せば毎日何かを聞き出しているような気がします。

弁護士達は、人から何かを聞き出すとき、まず獲得目標を整理します。何を聞くためのその質問をするのかを意識し、将棋や囲碁のように筋を読んだり、捨て駒を置いたり、要石を探ったりするような感じで質問事項案を整理します。そして、その質問事項案をぶつけた場合に想定される回答案と照らし合わせて質問事項案をブラッシュアップしたり次の質問事項案を考えたりし、獲得目標への道を模索します。

回答側（今回では開催側）も同じで、想定質問事項案を作成し、自分達が伝えたいことを伝えるための回答案を作成し、どう受け止められるかを考えてブラッシュアップし、獲得目標への道を模索します。

こういう地味だけど当たり前の作業を心掛けていれば、双方や社会にとっても意義のある（＝見ごたえのある）素晴らしい会見になっただろうにと残念ですし、せっかく弁護士が色んなフィールドで活躍しているのですから、こういう会見の場にももっともっと弁護士が関わるチャンスがあれば良いのになと思います。

Audibleで高殿円さんの「上流階級 富久丸百貨店外商部」を1巻から4巻まで一気に聴きました。

そうか、百貨店は宝石箱なのか。なるほど。聞いているうちに梅田阪急に行きたくなったので、気になってたグラングリーンも見ろべく久しぶりに梅田に行ってみました。

梅田のど真ん中にこういうゆとりのある空間を設置されてしまうと、さすが大都会は違うなと思ってしまいますね。

京都のまちがもっともっと良くなっていくと良いなと思います。まずは自分の周りの掃除から頑張ります。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

[ご連絡はこちら](#)

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

[京都総合法律事務所コーポレートサイトはこちら](#)

このメールの配信元：[nozaki@kyotosqgo-law.com](mailto:nozaki@kyotosqgo-law.com) 宛先 [h-yoda@funaisoken.co.jp](mailto:h-yoda@funaisoken.co.jp)

興味が無い場合 [登録解除](#)

京都総合法律事務所 | 京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル5階